

更新時の提出書類の変更について

平成 23 年 8 月 29 日
日本商工会議所国際部

特定原産地証明書をご利用いただくにあたっては、特定原産地証明書の発給の申請に係る企業登録にご協力いただきありがとうございます。

企業登録は、企業の実在の確認と署名者の登録を事前に行うことで、円滑な証明書の発給に資することを目的としており、法人その他の団体である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を確認資料としてご提出していただいております。

登録情報は、2 年ごとに更新の手続きをしていただいておりますが、このたび、申請者の事務負担を軽減する観点から、更新の際にご提出いただく書類について、一部変更させていただきますのでお知らせいたします。

【変更内容】

※更新時に添付いただく書類について

（変更前）履歴事項全部証明書

↓

（変更後）履歴事項全部証明書（ただし、和文社名、代表者、住所に変更がない場合は、
現在事項全部証明書（原本）または有価証券報告書（写し）で可）

【変更対象】

法人、その他の団体の更新手続き

【変更時期】

平成 23 年 9 月 1 日（木）～